

# 那覇市職員措置請求書

平成 26 年 7 月 24 日

那覇市監査委員 殿

## 第 1 請求の要旨

- 1 那覇市は、久米 2 丁目の松山公園内に建設された一般社団法人久米崇聖会（以降久米崇聖会）所有の久米至聖廟（孔子廟・明倫堂）に係る本年 3 月 28 日に更新した設置許可を取消し、その撤去を請求せよ。
- 2 那覇市は、翁長雄志那覇市長及び久米崇聖会に対し過去 1 年間の地代相当の金 5,767,200 円を請求せよ。

## 第 2 請求の理由

- 1 都市公園法（公園施設の設置基準）第 4 条一は、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100 分の 2 を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならないことを規定するが、久米至聖廟の設置は以下の理由でこれに違反している。
- 2 松山公園に新設された久米至聖廟（敷地面積 1335 m<sup>2</sup>）は、那覇市が平成 15 年に策定した松山公園周辺土地利用計画で示された「久米村における中国との交流拠点としての歴史性、文化性、精神性に基づいた、地域社会に開かれた公園・まちづくり」や那覇市都市計画マスタープラン「クニダのまちづくり」を具体化するための松山公園連携施設基本計画に示してあるように、1992 年に松山公園の一角に設置された福州園（8,500 m<sup>2</sup>）と一体の施設である。
- 3 この連携施設（福州園と久米至聖廟）は松山公園の総面積（46,000 m<sup>2</sup>）の 21%以上（9,835 m<sup>2</sup>）を占める事から上記都市公園法及び那覇市公園条例に違反していることは明らかである。
- 4 よって那覇市は、久米 2 丁目の松山公園内に設置された一般社団法人久米崇聖会（以降久米崇聖会）所有の久米至聖廟（孔子廟・明倫堂）に対し本年 3 月 28 日に更新した設置許可を取消し、その撤去を求めるべきである。
- 5 更に那覇市は、違法な設置許可によって不当な便宜を受けた久米崇聖会とかかる不当な便宜を図った翁長那覇市長に対し、過去 1 年間の地代相当の金 5,767,200 円（那監第 12 号那覇市職員措置請求書についての通知 7 頁で示された 1 m<sup>2</sup>当りの地代 360 円/月）を請求すべきである。

上記のとおり地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明を添え必要な措置を請求します。

請求者

住所：

職業：無職

氏名：金城 照子（テル）